

山形県の中高一貫教育の在り方について

報 告 書

平成20年1月

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会

はじめに

中高一貫教育については、平成 10 年度に学校教育法の一部改正を経て、平成 11 年 4 月から設置が可能となり、本県においても、平成 10・11 年度に、文部科学省の委嘱を受けて中高一貫教育実践研究を行った。その中で、中高一貫教育研究会議を設置するとともに、県立金山高等学校と町立金山中学校、及び県立小国高等学校と町立小国中学校の 2 グループ 4 校に実践研究協力校を委嘱し、地域の実態に応じた中学校と高等学校の連携の在り方について実践研究を行った。

研究会議は、平成 12 年 1 月に「中等教育学校又は併設型中高一貫教育校の設置が望ましいが、地域の状況によっては、連携型中高一貫教育校の導入も検討すべきである」とのまとめを行った。

このことを踏まえ、県教育委員会は、平成 13 年度に、金山地区・小国地区において連携型中高一貫教育校を導入し、それぞれの地区で中学校と高等学校が連携し、授業や学校行事を通して交流を深めたり、地域からの支援を受けながら地域学習に取り組むなど、特色ある教育活動を継続してきている。

また、平成 17 年 3 月に策定された「県立高校教育改革実施計画」には、併設型中高一貫教育校や中等教育学校の設置の可能性について調査研究を行うことなどが示されている。

このような経緯の中で、本検討委員会は、平成 19 年 2 月に県教育委員会から、「本県における中高一貫教育の在り方」についての検討依頼を受け、これまで 5 回の会議を開催し、連携型中高一貫教育校の成果や課題について検証するとともに、併設型中高一貫教育校や中等教育学校の設置の可能性について具体的に検討を行ってきた。このたび、本検討委員会におけるこれまでの検討結果をとりまとめ、報告書を作成したところである。

本報告書により、生徒・保護者・教職員をはじめ広く県民において中高一貫教育についての理解が深まるとともに、県教育委員会において具体的な計画が示され、本県における中高一貫教育が推進されることを望むものである。

平成 20 年 1 月

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会

委員長 佐多不二男

目 次

1 中高一貫教育の概要

- (1) 中高一貫教育の制度 1
- (2) 中高一貫教育の3つの実施形態及び特色 1
- (3) 各都道府県等における中高一貫教育校の設置 2
- (4) 今後の整備目標 2

2 本県における中高一貫教育の成果

- (1) 本県のこれまでの経過 3
- (2) 連携型中高一貫教育校の実践 4
- (3) 連携型中高一貫教育校の成果 5
- (4) 連携型中高一貫教育校の課題 5

3 本県における中高一貫教育の在り方

- (1) 連携型中高一貫教育校の在り方 6
- (2) 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の在り方 6
 - ア 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の意義 6
 - イ 設置に当たっての基本的な考え方 7
 - ウ 本県における設置の在り方 7
 - エ 留意点 9
 - オ その他 9

<資料>

資料1 検討依頼

資料2 山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 設置要綱

資料3 山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 検討経過

1 中高一貫教育の概要

(1) 中高一貫教育の制度

従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、中央教育審議会第二次答申（平成9年6月）の提言を受けて、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月に成立し、平成11年4月から、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

(2) 中高一貫教育の3つの実施形態及び特色

ア 中等教育学校

一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの。6年間の課程は、前期課程(3年)と後期課程(3年)に区分されている。原則として生徒集団が同一メンバーに固定される。

公立の中等教育学校への入学については、受験競争の低年齢化を招くことがないように学力検査を行わないこととしている。

教育課程の基準は、基本的には、前期課程は中学校の学習指導要領が、後期課程は高等学校の学習指導要領がそれぞれ準用されるが、中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができること、前期課程と後期課程の指導内容の一部を入れ替えて指導することができることなどを内容とする特例が設けられている。

イ 併設型の中学校・高等学校

中等教育学校より緩やかな設置形態であり、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。

公立の併設型中学校への入学については、学力検査を行わない。また、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜を行わないこととされている。

中等教育学校と同様の教育課程の基準の特例が設けられている。

ウ 連携型の中学校・高等学校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。施設面の課題が少なく、比較的容易に導入できる。

連携型高等学校における入学者選抜は、連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる

中学校の段階で選択教科をより幅広く導入することができることなどを内容とする教育課程の基準の特例が設けられている。

(3) 各都道府県等における中高一貫教育校の設置 (平成 19 年 5 月現在 文部科学省)

ア 設置状況

平成 19 年度の設置校数は、平成 18 年度の 203 校から 54 校増加し、257 校となっている。増加の内訳は、中等教育学校 5 校、併設型 47 校、連携型 2 校である。また、公立の中高一貫校が設置されている県は、43 都道府県であり、そのうち 36 都道府県においては、複数校が設置されている。

平成 19 年度の設置状況の内訳

区分	中等教育学校	併設型	連携型	計
公立	17(15)	55(42)	77(75)	149(132)
私立	12(10)	91(57)	1(1)	104(68)
国立	3(2)	1(1)	0(0)	4(3)
計	32(27)	147(100)	78(76)	257(203)

注 () 内は平成 18 年度の設置校数

イ 平成 20 年度以降の設置予定

平成 20 年度以降に設置が予定されている中高一貫教育校は 34 校 (中等教育学校 8 校、併設型 23 校、連携型 1 校、設置形態未定 2 校) である。

(4) 今後の整備目標

平成 13 年 1 月に策定された文部科学省の「21 世紀教育新生プラン」において「当面、高等学校の通学範囲(全国で 500 程度)に少なくとも 1 校整備されること」との整備目標が示されている。

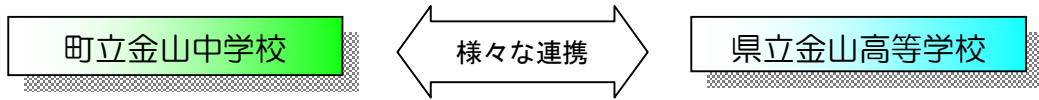
2 本県における中高一貫教育の成果

(1) 本県のこれまでの経過

年 度	経 過
平成9年度	6月 中央教育審議会第二次答申（中高一貫教育の選択的導入） 9月 教育庁内に「中高一貫プロジェクト会議」設置
平成10年度	4月 中高一貫教育実践研究（文部省委嘱） 5月 中高一貫教育研究会議設置 10月 4校を実践研究協力校に指定（理論的な研究の開始） [最北] 町立金山中学校・県立金山高等学校 [置賜] 町立小国中学校・県立小国高等学校
平成11年度	4月 中高一貫教育推進校（改称） 1月 連携型の13年度導入を公表 [最北] 町立金山中学校・県立金山高等学校 [置賜] 町立小国中学校・町立白沼中学校 町立叶水中学校・町立玉川中学校 町立小玉川中学校・町立北部中学校 県立小国高等学校
平成12年度	<実践研究（推進校）>
平成13年度	4月 金山地区・小国地区で連携型中高一貫教育開始 □ 金山地区・小国地区が研究開発学校(中高一貫教育)指定 3月 連携型入学者選抜の実施
平成14年度	<実践研究（研究指定校）>
平成15年度	<実践研究（研究指定校）>
平成16年度	□ 小国地区が研究開発学校(小中高一貫教育)指定 □ 金山地区が中高一貫教育改善充実研究事業指定
平成17年度	<実践研究（研究指定校）>
平成18年度	□ 金山地区が中高一貫教育改善充実研究事業指定 2月 「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」設置
平成19年度	1月 「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」報告

(2) 連携型中高一貫教育校の実践

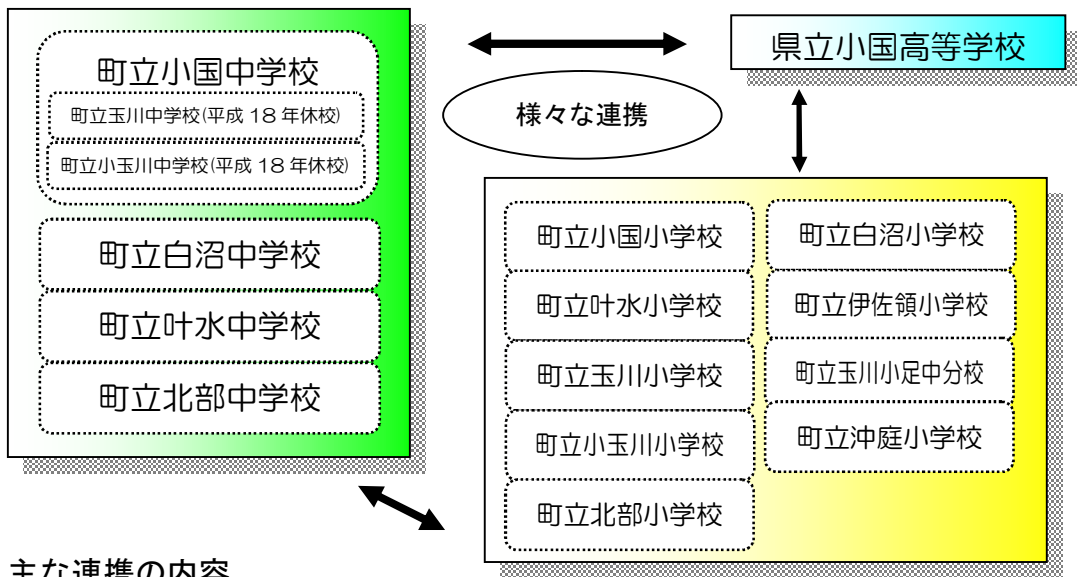
ア 金山地区(中高の連携)の実践



主な連携の内容

- ・ 学習内容の接続……………国際理解教育・情報教育
- ・ 地域学習 ……………地域文化や産業について研究する「最上学」(中学校)・卒業研究(高等学校)
- ・ 地域連携 ……………地域に住む各分野の達人から技能や知識を学ぶ「金山タイム」の設定等
- ・ 教員の交流 ……………中学校・高等学校相互の授業に参加

イ 小国地区(小中高の連携)の実践



主な連携の内容

- ・ 学習内容の接続……………特設教科「国際・情報」(中学校)⇒学校設定科目「英会話」「パソコン」(高等学校)
- ・ 地域学習 ……………「白い森学習」の実践
- ・ 交流 ……………「授業参観」・「交流授業」(教員)、全小中高をあげての地域行事への参加等

ウ 連携型入学者選抜と「地域学習」

金山高等学校、小国高等学校は、ともに中学校で学習した地域学習のまとめを入学者選抜の資料としている。

(3) 連携型中高一貫教育校の成果

本県の連携型中高一貫教育校は、地域と学校が強い絆で結ばれており、地域全体で子どもたちを支えている。その連携活動を通して、次のような成果が認められる。中には連携型中高一貫教育校以外でも実施できる内容もあり、他校でも参考とすべきである。

- ア 中学校と高等学校の交流授業を通して、生徒の学習への関心・意欲が高まっている。特に、中学生にとっては、互いの交流によって学力の向上が見られた。また、中学校と高等学校という校種を越えた生徒間の交流活動は生徒にとって社会性や人間性を育む上で有意義である。
- イ 中学校と高等学校の連携の柱となる地域学習を通して、生徒の地域への興味や関心が高まり、郷土愛や奉仕の精神が培われている。
- ウ 継続的な地域学習の実践及びその発表会、連携型入学者選抜による発表等を通じて、生徒のまとめる力や自己表現能力やコミュニケーション能力が高まっている。
- エ 連携する中学校と高等学校の教員による交流授業や合同研修会及び参観授業等により、生徒指導及び学習指導面に資する有益な情報交換・共有がなされている。

(4) 連携型中高一貫教育校の課題

本県の連携型中高一貫教育校は、学校が地域に深くかかわりを持ち、その郷土色を生かした地域学習などを実施し、学校と地域が一体となって成果を上げている。

しかし、連携型の中学校・高等学校は設置者が異なることから、併設型中高一貫教育校や中等教育学校と比べると、6年間を見通した系統的な教育課程が組みにくい状況にある。

また、連携型中学校においては、推薦入学者選抜や一般入学者選抜に加え、連携型入学者選抜志願者への指導が同時期に重なり、負担を感じている職員も少なくないとの指摘がある。

3 本県における中高一貫教育の在り方

(1) 連携型中高一貫教育校の在り方

金山地区、小国地区ともに中高一貫教育に対する地域の理解が高く、様々な交流活動を通して、生徒の豊かな心を育成している。

また、地域の歴史や伝統文化、地域の産業などを学ぶことを通して、地域ぐるみで子どもたちの育成を図る実践は、評価できる内容が多く、他校でも実践できる活動は積極的に取り入れていくべきである。

今後の連携型中高一貫教育校の新たな設置については、前述の課題を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

(2) 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の在り方

ア 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の意義

併設型中高一貫教育校や中等教育学校は、連携型中高一貫教育校以上に中学校・高等学校の教育内容の一貫性を持たせることにより、次のようなことが期待される。

(7) 6年間のゆとりある学校生活

高等学校入学者選抜の影響を受けることなく、安定した環境の中でゆとりある学校生活を送ることができるとともに、6年間の計画的・継続的な教育活動が展開でき、効果的な一貫した教育が可能になる。また、6年間にわたり生徒を継続的に把握し理解することにより生徒の個性を伸長することや、優れた才能の発見がより一層可能になる。

(イ) 進路選択肢の拡大

少子化、国際化、情報化などの社会の変化により、生徒や保護者の興味・関心、進路希望等に対する考え方などが多様化している。その中で、これまでの中学校・高等学校に加えて、生徒や保護者に対して、6年間の中高一貫教育を選択する機会を広げることができ、多様なニーズに応えることができる。

(ウ) 年齢差を超えた人間関係の育成

幅広い年齢集団の中で、先輩・後輩を意識しながら他者と向き合うことは、人間形成の場として意義が深いと考えられる。また、学校行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動などにより、個性や能力を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育成することができる。

(I) 県全体の活性化

6年間の計画的・継続的な教育活動が、既存の小学校・中学校・高等学校に大きな刺激を与え、本県の教育活動全体の活性化につながることを期待できる。

イ 設置に当たっての基本的な考え方

本県において、ほとんどの生徒が高等学校に進学する（平成18年度98.9%、平成19年度98.8%）中で、その能力、適性、興味・関心、進路希望等が分化していく時期の生徒にどのような中等教育の場を用意するかは、教育上極めて重要な課題である。

6年間を通じて異年齢の生徒が学校生活を送り、計画的・継続的な教育指導を受けることによって、より生徒の個性を伸ばす教育を展開することが期待できることから、積極的に導入することが望ましい。

また、導入に当たっては、中学校や高等学校の今後の再編整備計画との整合性を図りながら、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりの視点から検討する必要がある。

ウ 本県における設置の在り方

中等教育における学校制度の複線化・多様化を実現する観点から、県内4学区すべてに設置することが望ましいが、当面、地域的バランスや生徒数の動向を踏まえ、生徒にとり通学が容易と考えられる場所に1校導入することが適当である。

設置する中高一貫教育校の学区については、県内すべての児童が入学できるように、全県一区とすることが望ましい。ただし、生徒の発達段階に配慮し、無理なく通学できるよう配慮する必要がある。

(7) 設置形態

本来の中高一貫教育の趣旨である6年間の計画的・継続的な教育活動を最も効果的に展開でき、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かい指導が期待できることから、中等教育学校の導入を基本とすることが望ましい。

ただし、中等教育学校に準じた教育効果が期待できることに加え、高等学校から入学する生徒(外進生)により、固定化しやすい人間関係を緩和することができるなどの利点もあることから、併設型中高一貫教育校の選択も視野に入れておく必要がある。

(イ) 設置時期

本県における中高一貫教育の充実を図ることから、早期の設置に努める必要がある。

(ウ) 学校規模

学校生活が進むにつれて、生徒の能力、適性、興味・関心等が多様化することが考えられる。そのニーズに対して、充実した選択科目の設定や多様な学習形態を実現する必要がある。また、様々な教育活動をより効果的にするためには学年の中での切磋琢磨が必要であり、ある程度の学級数が必要である。設置形態や地域の生徒数などを踏まえ、適切に定める必要がある。

(エ) 学校の特色

特色ある教育活動を展開する際には、生徒一人ひとりに豊かな人間性や社会性、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することが必要である。

そこで、中高一貫教育の特徴である、6年間の計画的・継続的な教育、教育課程の特例の活用、異年齢集団による活動などを活かした学校の特色として次のようなことが考えられる。

- a グローバルな視点を持ち、未来を切り開くリーダーとしての資質を有する人材を育成する教育
- b コミュニケーション能力の育成を目指す、国際化に対応した教育
- c 本県の特徴を活かしたものづくりを支える人材育成を目指す、自然科学を取り入れた教育
- d 長期集団活動や様々な課外活動を通して、社会性、豊かな人間性、規範意識、自己管理能力、体力や強い意志を育成する教育

併設型高等学校や中等教育学校の後期課程の学科については、小学生が選択しやすいこと、さらに、卒業後の進路選択に柔軟に対応できる教育課程が組みやすいことから、普通科の設置が望ましい。

また、生徒の興味・関心に応じて柔軟な教育課程の編成が可能となるように、単位制などの活用も検討する必要がある。

エ 留意点

(7) 小学校卒業段階での進路選択

小学生が中学校を選択することは、自分の将来を見据えた選択になり、発達段階を考えると難しいと考えられる。児童、保護者が選択しやすい環境を整える必要がある。

(1) 入学者選抜

小学校からの入学者の決定は、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分な配慮を行い、面接、作文、調査書、適性検査、抽選などを適切に組み合わせ実施する必要がある。

(7) 中学校教員と高等学校教員の相互理解

中学校教員、高等学校教員それぞれの教育観や指導方法を互いに理解するために、連携の工夫が必要である。

オ その他

(7) 寮

寮生活の中で、家庭とのつながりを感じながら、同世代の人間が役割分担し、知恵を出し合う生活をするすることで、人に対するいたわり、我慢強さ、協調性、リーダーシップなどが育つと考えられる。通学の困難な生徒への対応を含め、寮の設置についても検討していく必要がある。

(1) 説明会等

本県では、併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の認知度が低く、積極的に情報を提供する必要がある。導入に当たっては、児童、保護者を対象とした説明会やオリエンテーションなどの開催が不可欠である。

また、小学校・中学校の職員及び関係機関に対して、研修会や説明会の開催が必要である。

高教第 690 号

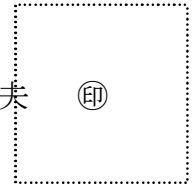
平成 19 年 2 月 5 日

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会

委員長 佐多 不二男 様

山形県教育委員会

教育長 山口 常夫 印



山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討について（依頼）

県教育委員会では、社会の変化や生徒の多様化に柔軟に対応できるように、「第 5 次山形県教育振興計画」及び「県立高校教育改革実施計画」に基づき、特色ある学校づくりや教育の条件整備に努めております。

なかでも中高一貫教育については、平成 13 年度から金山地区、小国地区において、地域の御支援をいただきながら、連携型の中高一貫教育の実践研究に取り組んでまいりました。

これらの取組や実践研究の成果を踏まえながら、生徒の個性や創造性を一層伸ばすとともに、特色ある学校づくりをさらに進めるために、「本県における今後の中高一貫教育の在り方について」の検討をお願いいたします。

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本県で実施している連携型中高一貫教育の成果や課題について検証するとともに、本県におけるこれからの中高一貫教育の在り方について、県民の意見を参考にしながら、専門的な視点で調査検討を行うため、「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、山形県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が検討を依頼する事項について調査・検討し、教育長に報告する。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、別表1のとおりとし、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱した日から報告書が提出される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

4 委員長は、必要に応じて、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の円滑な運営を図るために事務局をおき、別表2に掲げる者を充てる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、山形県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成19年2月5日から施行する。

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あべ けいこ 阿部 慶子	山形市立楯山小学校長	
いとう かずお 伊藤 和夫	山形県立山形東高等学校長	平成 19 年 3 月まで
かつみえいいちろう 勝見英一朗		平成 19 年 4 月から
いとう ひろし 伊藤 宏	朝日町立朝日中学校長	
えんどう まさあき 遠藤 正明	山形県 P T A 連合会会長	
くわじま せいいち 桑島 誠一	(株)山形新聞社論説副委員長	
こにししづこ 小西志津子	山形県高等学校教職員組合 本部副執行委員長	
こくがんまりこ 國眼眞理子	東北公益文科大学公益学部教授	副委員長
さたふじお 佐多不二男	山形大学地域教育文化学部教授	委員長
しばた たかし 柴田 孝	NEC パーソナルプロダクツ(株) エグゼクティブアドバイザー	
へんみ ひらく 逸見 啓	山形市教育委員会教育委員長	

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 事務局

役 職	所 属	氏 名	備 考
事務局長	高校教育課長	柳谷 豊彦	
	総務課教職員室 室長補佐（小・中管理担当）	阿部 義和	
	〃 室長補佐（高校管理担当）	菅間 裕晃	
	義務教育課 課長補佐（教育担当）	鹿野 智	
	高校教育課 課長補佐（教育担当）	齋藤 裕司	

庶 務	高校教育課 高校改革推進室長	松田 裕	
	〃 課長補佐 兼 高校改革推進室室長補佐	木村 政廣	
	高校教育課 高校改革推進室 高校改革専門員	板垣 巖	
	〃 〃 高校改革主査	木村 智行	
	〃 〃 高校改革主査	長岡 靖之	

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会 検討経過

○ 第1回委員会【2月5日（月）】

- 委員の委嘱
- 検討依頼
- 説明 <全国の中高一貫教育の概要>
<本県における連携型中高一貫教育の概要>
- 協議 <検討委員会の検討計画>

○ 第2回委員会【3月22日（木）】

- 報告 <本県における連携型中高一貫教育の取組>
 金山地区：金山町立金山中学校教頭 上村 隆士 氏
 小国地区：小国町教育委員会学校教育専門員 今 秀之 氏
 <連携型中高一貫教育の全国の状況>
- 協議 <連携型の中高一貫教育について>

○ 第3回委員会【5月29日（火）】

- 説明 <全国の併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の概要と特色>
<併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の成果と課題>
- 協議 <併設型中高一貫教育校及び中等教育学校について①>

○ 第4回委員会【9月14日（金）】

- 説明 <各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況>
<近県の中高一貫教育校導入のねらい>
<山形県の中高一貫教育の在り方について>
- 協議 <併設型中高一貫教育校及び中等教育学校について②>

○ 第5回委員会【11月28日（水）】

- 協議 <報告書について>

○ 報告書提出 【1月30日（水）】

<お問い合わせ>

山形県教育庁高校教育課高校改革推進室

〒 990-8570 山形市松波二丁目 8 - 1

Tel 023 (630) 3067 Fax 023 (630) 2774

E-Mail kokokai kaku@pref. yamagata. jp

※ 山形県の中高一貫教育の在り方に関する情報については、山形県ホームページでもご覧になれます。